

高山市地球温暖化対策地域推進計画の見直しについて

1. 見直しの背景

地球温暖化対策地域推進計画（計画期間：平成22（2010）年度～令和2（2020）年度）は、地球温暖化対策の推進に関する法律第19条の規定に基づき、地域での地球温暖化対策を一層推進するため策定している計画である。

地球温暖化の進行をはじめとする環境問題への対応、パリ協定や持続可能な開発のための目標（SDGs）に関する国の環境政策など、環境を取り巻く社会情勢が変化し、
てきていることに対応するため、計画の見直しを行う。

2. 見直しの検討ポイント

- (1) 現行計画策定後の国内外の動向を踏まえ、一段と地球温暖化対策を推進する計画とすること
- (2) 地球温暖化対策地域推進計画をはじめ、関係計画との関係性を整理すること
- (3) 現在、国で見直しが行われている地球温暖化対策計画（環境省）、エネルギー基本計画（経済産業省）との整合を図ること

環境に関する計画と概要

環境基本計画		環境基本法 第7条（義務） 高山市環境基本条例 第7条（義務）	策定目的 豊かで快適な環境の保全 及び創造 地球環境の保全	計画期間 平成27（2015） ～令和6（2024）年度 （10年間）	計画の目標	計画の目標値	実績（達成） 見込み	備考 令和元（2019）年度に 見直し済
地球温暖化対策地域推進計画		地球温暖化対策の推進に関する法律 第19条（努力義務）	地域での地球温暖化対策 を一層推進する	平成22（2010） ～令和2（2020）年度 （11年間）	温室効果ガス削減	平成18（2006）比で 平成23（2011）比で 6.8%の削減	令和元（2019）年度で 18.4%削減 令和2（2020）年度に 達成見込み	2006(基準)：61.9万t 2019：50.5万t 2020(目標)：49.5万t
地球温暖化対策実行計画		地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条（義務）	市の事務・事業において 発生する温室効果ガスの 排出量抑制を図る	平成26（2014） ～令和2（2020）年度 （7年間）	再生エネルギーの創出	電力創出量 90,000MWh/年 転換量 9,000kℓ/年	令和元（2019）年度で 電力創出量 51% 転換量 53% 電力創出は数年以内に達成見込み 再生エネルギー転換はしばらくかかる	2011(基準)：28,733t 2019：18,877t 2020(目標)：26,781t
新エネルギービジョン		なし（任意策定）	新エネルギーの導入と省 エネルギーの推進	平成26（2014） ～令和2（2020）年度 （7年間）	再生エネルギーの創出	電力創出量 90,000MWh/年 転換量 9,000kℓ/年	再生エネルギー転換はしばらくかかる	2019 再生エネルギー：45,597MWh 転換量：4,783kℓ
気候変動適応計画		気候変動適応法 第12条（努力義務）	地球温暖化に伴う気候変 動への適応	未策定	再生エネルギーの創出	電力創出量 90,000MWh/年 転換量 9,000kℓ/年	令和元（2019）年度で 電力創出量 51% 転換量 53% 電力創出は数年以内に達成見込み 再生エネルギー転換はしばらくかかる	平成30（2018）年12月 気候変動適応法 制定

第三次高山市環境基本計画

第1章 計画の基本事項

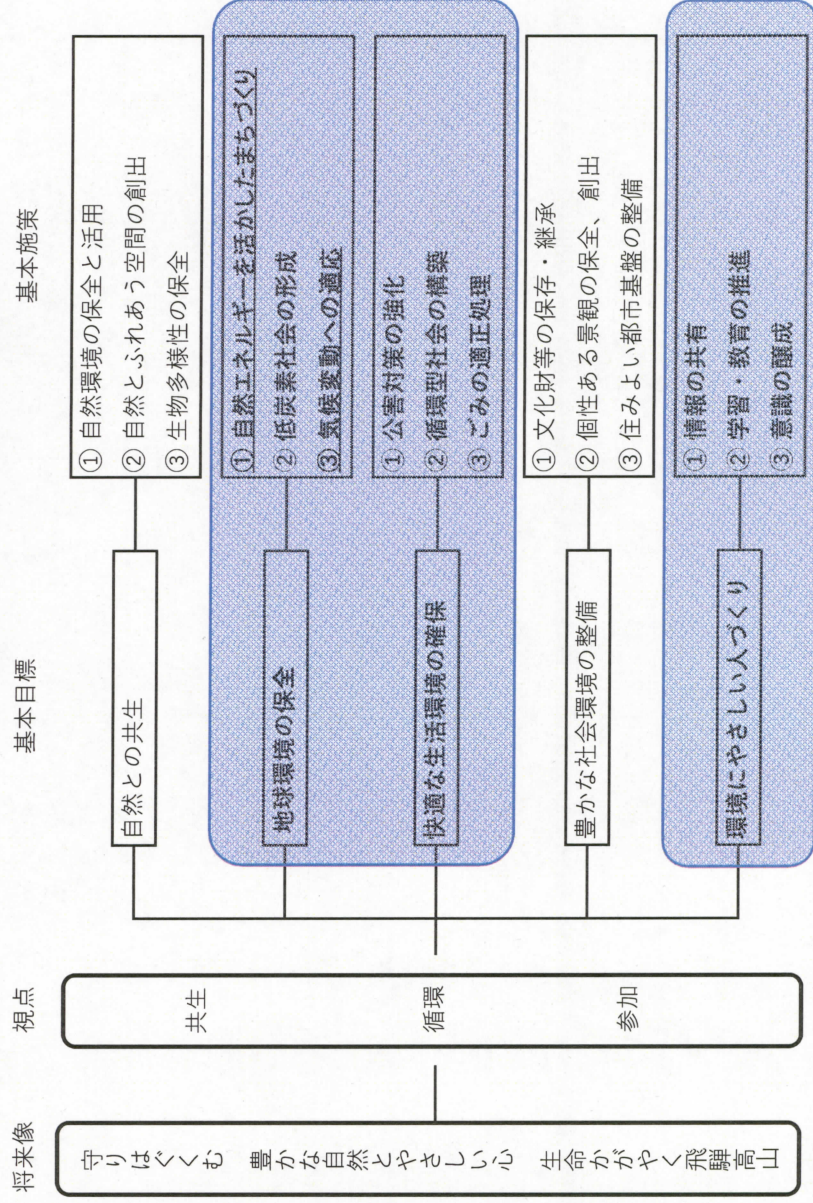
- 1 計画策定の背景
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間

第2章 目指す姿

- 1 基本理念 環境基本条例第3条に定める基本理念
- 2 将来像 「守りはぐくむ 豊かな自然とやさしい心 生命かがやく飛騨高山」
- 3 計画の視点 「共生」「循環」「参加」

第3章 施策の展開

1. 施策の体系



2. 施策の展開

第4章 計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 進行管理
- 3 各主体・組織の構成・役割

参考資料

高山市環境基本条例 高山市環境審議会委員
用語集

地球温暖化対策に関する国内外の動向について

	国際的な動向	概 要
2014 (H26)	気候変動に関する政府間 パネル（IPCC）第5次 評価報告書の公表	世界平均地上気温は 1880～2012 年において 0.85℃ 上昇するなど、観測事実として気候システムの温暖 化について疑う余地がないとされている。 今後、温暖化の程度が増大すると、深刻で広範囲にわ たる不可逆的な影響が生じる可能性が高まることを 指摘している
2015 (H27)	パリ協定の採択	国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議において、 新たな地球温暖化対策の国際的枠組みとして採択。 世界共通の長期目標として 2℃目標を設定し、1.5℃ に抑える努力（「緩和」に関する事項）を追求、「適応」 の長期目標の設定、各国の適応計画策定プロセスや 行動の実施、適応報告書の提出等が盛り込まれた。
2015 (H27)	SDGs の採択	「国連持続可能な開発サミット」で採択された「持続 可能な開発目標（SDGs）」では、持続可能な社会 を実現するための 17 の目標が定められた。

	国内の動向	概 要
2015 (H27)	長期エネルギー需給見通 しの決定	温室効果ガス排出量の中期削減目標について、2030 年度に 2013 年度比 26.0%削減するとした。（2016： 地球温暖化対策計画にも明記）。
2018 (H30)	地域循環共生圏の提唱	第五次環境基本計画において、SDGs やパリ協定 を踏まえ、複数の課題の統合的な解決という SDG s の考え方も活用した「地域循環共生圏」を提唱。。
2018 (H30)	気候変動適応法の施行	日本における適応策の法的位置づけが明確化され た。
2019 (R1)	パリ協定に基づく成長戦 略としての長期戦略	今世紀後半のできるだけ早い時期に脱炭素社会の実 現を目指すとし、その実現に向けてイノベーション や地域循環共生圏の形成により、2050 年までに 80% の温室効果ガスの排出削減（長期目標）を掲げた。
2020 (R2)	2050 年カーボンニュート ラル宣言	2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロ にする、「2050 年カーボンニュートラル（実質ゼロ）」、 脱炭素社会の実現を目指すことを宣言した。
2021 (R3)	温室効果ガス 46%削減目 標を表明	2030 年度に、温室効果ガスを 2013 年度比で 46%削 減することを目指す旨を表明

I. 計画策定の基本的事項

■基本方針

《方針1》 脱炭素社会構築に向けたまちづくり

- ・ 3 R の推進、省エネルギー活動の推進、再生可能エネルギーの導入などにより、脱炭素社会のまちづくりに取り組む。
- ・ 森林資源の適切な保全、整備などにより、森林吸収源としての機能を向上する。
- ・ 気候変動による影響の把握や情報収集、市民への情報発信を行うなど、気候変動への適応に取り組む。

《方針2》 市民・事業者・行政がそれぞれの役割のもとに

- ・ 市民、事業者、行政がそれぞれの役割のもとに地球温暖化対策に取り組む。

《方針3》 連携と情報の共有

- ・ 市民・事業者・行政などが連携し、協働して取り組む。

■本計画と持続可能な開発目標(SDGs)との関連

	2	飢餓をゼロに	気候変動への適応による食糧生産の確保
	4	質の高い教育をみんなに	地球温暖化対策や気候変動に関する正確な知識の普及や理解の醸成
	7	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	再生可能エネルギーの積極導入や省エネルギーの推進
	9	産業と技術革新の基盤をつくろう	地球温暖化対策を通じた産業の創出や活性化、新たな技術の導入促進
	11	住み続けられるまちづくりを	地球温暖化対策による持続可能かつ脱炭素のまちづくり
	12	つかう責任をつくる責任	3 R の推進や資源の有効利用によるエコライフスタイルの実現
	13	気候変動に具体的な対策を	気候変動適応策に関する具体的な目標
	14	海の豊かさを守ろう	森林資源の保全、整備による綺麗な水環境、水循環の確保
	15	陸の豊かさも守ろう	森林資源の保全、整備
	17	パートナーシップで目標を達成しよう	地球温暖化防止に対応するための連携体制の構築

■地域循環共生圏の創造

複数の課題の統合的な解決というSDGsの考え方を活用した「地域循環共生圏」の創造による持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にするとともに、持続可能な循環共生圏の社会構築につなげる。

地球温暖化対策地域推進計画 体系の見直し案

第1章 計画の基本的事項

- 1-1 地球温暖化の動向
- (1)地球温暖化の進展 (2)地球温暖化とその影響
- 1-2 計画策定の背景
- (1)国際的な動向 (2)国内の動向
- 1-3 計画策定の意義
- 1-4 計画の位置づけ
- 環境基本計画を上位計画とした個別計画であり、地球温暖化対策実行計画（高山市役所エコオフィス推進マニュアル）、新エネルギービジョン 及び 気候変動適応計画を含む計画とする
- 1-5 計画の期間
- 2021（令和3）年度から2030（令和12年）度の10年間
- 1-6 地域の概況
- (1)地理的・自然的特色 (2)社会的特色 (3)経済的特色

第2章 温室効果ガス排出量等の現状

- 2-1 算定方法
- 「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（環境省 H29.3）」に基づき再算定
- 2-2 温室効果ガス排出量の現況推計
- (1)対象とする温室効果ガス (2)温室効果ガス排出量の現況推計
- 2-3 新エネルギーの導入状況
- (1)対象とする新エネルギー (2)エネルギー消費量の状況 (3)新エネルギー導入状況

第3章 温室効果ガス削減目標と3つの柱

- 3-1 地球温暖化対策の基本方針
- ・地域特性を重視した脱炭素社会構築に向けたまちづくり
- ・市民・事業者・行政がそれぞれの役割のもとに
- ・連携と情報の共有
- 3-2 削減目標
- (1)削減目標
- 温室効果ガス排出量の削減目標 2030（令和12）年度までに2013年度比で %削減
- (2)森林による二酸化炭素吸収量
- 高山市における温室効果ガス森林吸収量の2030（令和12）年度の推計51.3万t-CO2/年
- (3)エネルギー自給率の向上
- 新エネルギーに係る目標値
- 3-3 温室効果ガス削減に向けた3つの柱
- ・市内における温室効果ガス排出量の削減（早期に市の実質ゼロを達成）
- ・温室効果ガス排出量削減への貢献（国全体の2050実質ゼロに向けて）
- ・気候変動の影響の把握と対策の推進

第4章 地球温暖化防止に向けた取り組み

- 地球温暖化防止に向けた取り組み
- 施策①循環型ライフスタイルへの転換
- 施策②地球にやさしい日常生活や事業活動への転換
- 施策③新エネルギー等の導入促進
- 施策④森林の保全、整備による吸収源の確保
- 施策⑤気候変動適応策の実践

第5章 高山市の率先行動

- 1 高山市役所における二酸化炭素排出量削減目標
- (1)二酸化炭素の排出量 (2)削減目標
- 2 高山市役所における主な取り組み

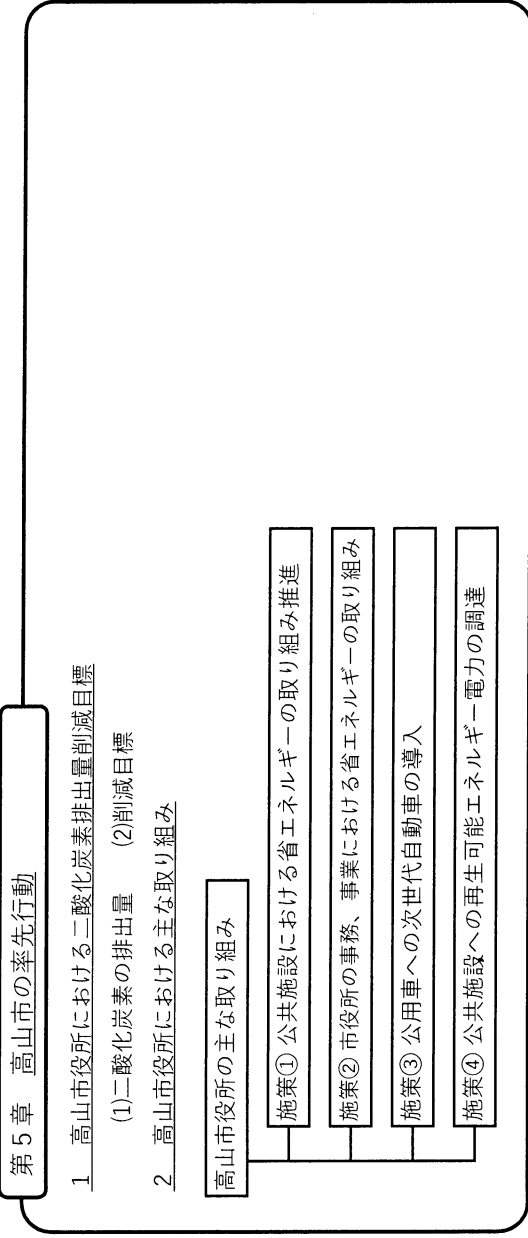
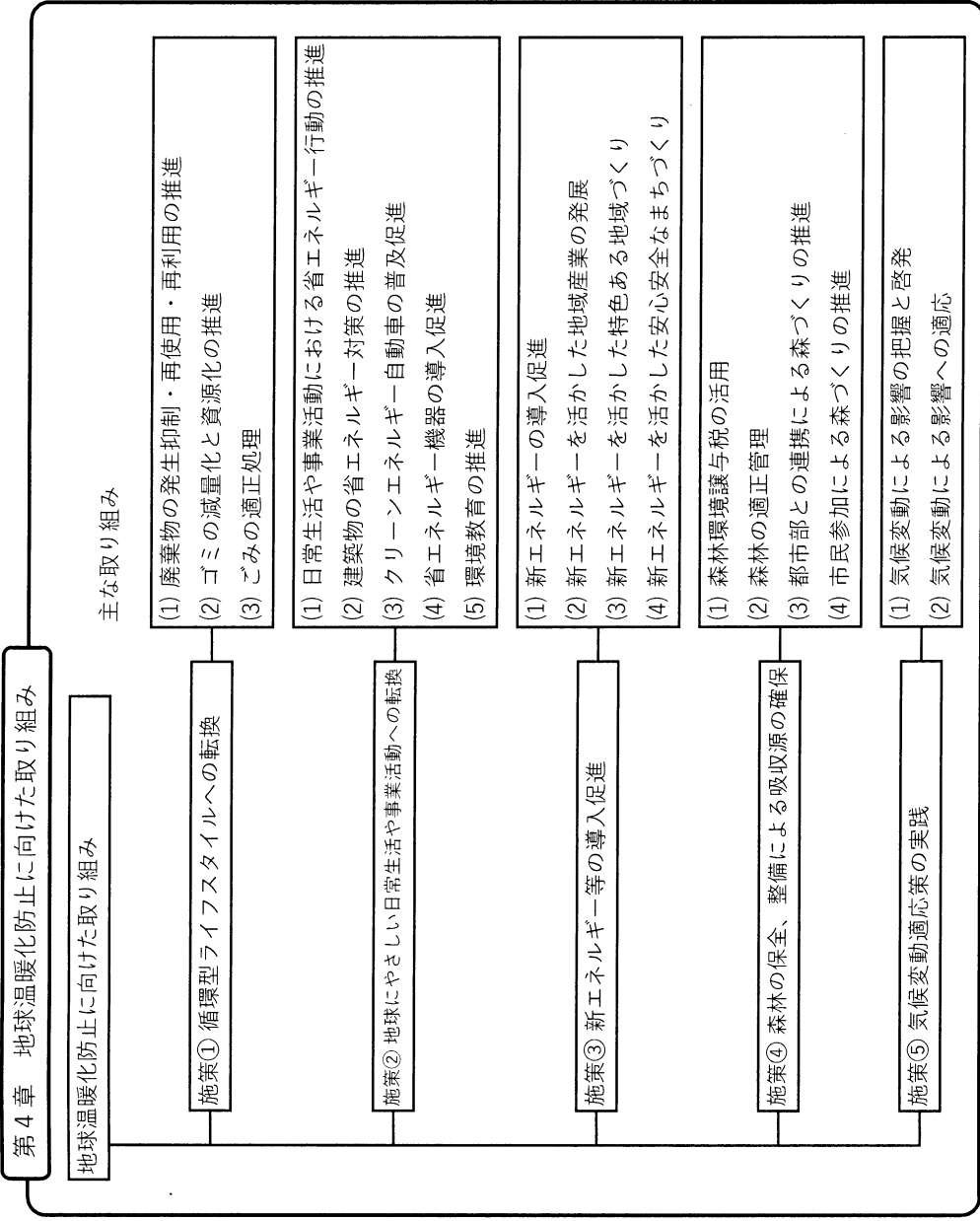
高山市役所の主な取り組み

- 施策①公共施設における省エネルギーの取り組み推進
- 施策②市役所の事務、事業における省エネルギーの取り組み
- 施策③公用車への次世代自動車の導入
- 施策④公共施設への再生可能エネルギー電力の調達

第6章 計画の推進に向けて

- 1 計画の推進体制
- (1)計画の推進 (2)推進体制 (3)見直しの体制 (4)進捗管理（点検・評価）
- 2 関係機関との連携
- (1)高山市快適環境づくり市民会議 (2)岐阜県地球温暖化防止活動推進センター
- (3)岐阜県気候変動適応センター (4)国・県・近隣自治体との連携
- (5)地球温暖化防止に係る情報の収集及び提供
- 3 各主体の役割
- (1)市民 (2)事業者 (3)行政
- 参考資料
- 1 新エネルギーの導入
- Ⅰ 新エネルギーの導入方針
1. 新エネルギー最大可採量 2. 新エネルギーの個別評価 3. 新エネルギーの導入方針
- Ⅱ 新エネルギーごとの特徴と課題
1. 新エネルギー 2. 革新的なエネルギー高度利用技術 3. その他新エネルギーの推計方法
4. 新エネルギー賦存量マップ
- 2 市民・事業者・若者（15～18歳）アンケート結果

重要施策とその主な取り組み



温室効果ガス排出量 削減目標の概要

